

阿見町議会会議録

令和4年第5回臨時会

(令和4年11月21日)

阿見町議会

令和4年第5回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	13
◎第1号(11月21日)	15
○出席, 欠席議員	15
○出席説明員及び会議書記	15
○議事日程第1号	17
○開 会	18
・会議録署名議員の指名	18
・会期の決定	18
・諸般の報告	18
・議案第85号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	19
○閉 会	21

第 5 回 臨 時 会

阿見町告示第236号

令和4年第5回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年11月9日

阿見町長 千葉 繁

1 期 日 令和4年11月21日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

(1) 令和4年度阿見町一般会計補正予算(第5号)

第 1 号

[11 月 21 日]

令和4年第5回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

令和4年11月21日（第1日）

○出席議員

1番	平岡	博君
3番	栗田	敏昌君
4番	石引	大介君
5番	高野	好央君
6番	樋口	達哉君
7番	栗原	宜行君
8番	飯野	良治君
9番	野口	雅弘君
11番	海野	隆君
12番	久保谷	充君
13番	川畑	秀慈君
14番	難波	千香子君
15番	紙井	和美君
16番	柴原	成一君
17番	久保谷	実君
18番	吉田	憲市君

○欠席議員

2番	落合	剛君
----	----	----

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁君				
副町	長	坪田	匡弘君				
教	育	長	立原	秀一君			
町	長	公室	長	佐藤	哲朗君		
総	務	部	長	青山	広美君		
町	民	生	活	部	長	中村	政人君

保健福祉部長	小澤	勝君
保健福祉部次長	山崎	洋明君
産業建設部長	林田	克己君
教育委員会教育部長	小林	俊英君
政策企画課長	糸賀	昌士君
総務課長	石田	栄司君
財政課長	坂入	紀章君
学校教育課長	飯村	弘一君
学校給食センター所長	恵美	和彦君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹	久
書記	堀内	淳
書記	湯原	智子

令和4年第5回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

令和4年11月21日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第85号 令和4年度阿見町一般会計補正予算（第5号）

午前10時00分開会

○議長（平岡博君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和4年第5回阿見町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（平岡博君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

13番 川 畑 秀 慈 君

14番 難 波 千香子 君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（平岡博君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は本日1日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

諸般の報告

○議長（平岡博君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告します。

今臨時会に提出された案件は、町長提出議案第85号、以上1件であります。

次に、監査委員から、令和4年9月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので報告します。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第85号 令和4年度阿見町一般会計補正予算（第5号）

○議長（平岡博君） 次に、日程第4、議案第85号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年第5回臨時会を招集しましたところ、議員各位には大変にお忙しいところ御出席をいただきまして、ここに臨時会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

議案第85号の令和4年度阿見町一般会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に902万5,000円を追加し、183億7,590万円とするものであります。

その内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、歳入の第22款諸収入の雑入で、保護者負担の軽減のため学校給食分担金を減額、歳出の第9款教育費の事務局費で、中学校新入生お祝い品贈呈事業に係る経費を新規計上するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 歳出の中学校新入生の祝い事業ということで、この部分についてお聞きしていきたいと思えます。

子育て世代への新たな支援を目的として今回実施するというので、その実施方法、内容についてですけれども、2つに分かれるようなんですが、負担金と報償金ということで2つに分かれているんですけども、この内容について説明をお願いいたします。

○議長（平岡博君） 教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

通常、小学校から中学校に上がるときに、お祝い品として支給するわけですけども、こちら、

町内の公立中学校、こちらのほうに進級する生徒につきましては、その都度、補助券という形で、制服等を購入するときの補助という形でお渡しすると。町外の私立、こちらの学校に進級する生徒につきましては、当然、町内の指定店では購入できないものがございますので、こちらにつきましては別途の、予算項目上、別扱いで報償費としてお支払いするものでございます。以上です。

○議長（平岡博君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） この報償費及び負担金については、その配付の方法はどのような方法になりますか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

一度、全部の対象の児童のところには、補助券という形で郵送させていただきます。その後、町内の中学校に進級する生徒はそのまま制服等を購入するときに、指定店で補助券を差し出した上で使っていただくような形になります。

町外の私立中学等に進級する生徒につきましては、こちらは指定店で使うことができませんので、それにつきましては、一回郵送した補助券を回収——窓口のほうに持ってきていただく必要がございますけども、未使用のものを回収した上で、自分の進学する学校の制服等を購入したときの領収書、こちらを提示いただいて、補助ですので2万円、限度額いっぱいまでの支払いをする予定でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） ちょっと複雑な配付というかな、支給方法になるようですけども、例えば口座に現金を2万円を振り込むというような方法というのは考えられなかったんですか。

○議長（平岡博君） 小林俊英君。

○教育委員会教育部長（小林俊英君） はい、お答えいたします。

こちら中学生進級のお祝い品事業ですので、当然、2万円を直接口座のほうにお支払いすることになりますと、保護者の方、結局何に使っているのか分からないというか。あくまでもうちは祝い品として、入学のときに必要なものに使ってほしいということの意味も含めまして、補助券制度にしてございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） これで終わりです。

これを見ると、補助券を印刷する製本費あるいは簡易書留で送る郵送費、合わせると60万円

から65万円ぐらいか、65万円まではならないですね。予算としては62万5,000円か、大体1割ぐらいかかっているわけですね。支給するために1割ぐらいかかってしまうのかなど。こういう方法ではなくて、現金で支給すれば、確かにその支給されたものがどのように使われるかというのは追えないけれども、しかし経費の分もなくして済むので、税金を有効に使うことになるのではないかなと思うのですが、これ、例えば現金で支給すると、その経費というのはどのぐらいになりますか。

○議長（平岡博君） 学校教育課長飯村弘一君。

○学校教育課長（飯村弘一君） はい、お答えさせていただきます。

基本的に、現金で支給するということになると、町からの指定金融機関からの振込ということで、振込金は無料になる可能性が高いと思います。ただ、現実的にこのところ確認してございませんので、もしかかるとしても、2万円くらいですと500円程度がかかるのではないかと思います。

以上です。

○11番（海野隆君） 終わります。

○議長（平岡博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第85号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第85号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第85号については原案どおり可決することに決しました。

閉会の宣告

○議長（平岡博君） 以上で、本臨時会に予定されました日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和4年第5回阿見町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時11分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 平 岡 博

署 名 員 川 畑 秀 慈

署 名 員 難 波 千 香 子